

*South China - Asia Business Report*Vol. 54
Jul/Aug
2016

華南・アジア ビジネスレポート

*CONTENTS***Briefs & Editorial****Topics**2016 年上期為替市場の回顧と下期の見通し 3
～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

香港における商標登録 6

Regional Business**India** インドの税制 [59]

新会社法のもとでの現地法人の設立手続き 9

Malaysia

知っておきたいマレーシアの法人税申告のポイント 13

Vietnam初めてベトナムへ駐在する場合の
個人所得税申告の実務における留意点 16**Vietnam**

ベトナム民法の改正～表見法理の新設～ 20

Philippines

フィリピンの投資環境 23

China

私募投資ファンド募集行為管理弁法の解説 27

China

営業税から増値税への改革～生活サービス業への影響～ .. 31

Macro Economy

アジア経済情報: アジア概況 34

Briefs

Topics

2016 年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

16 年上期のドル円相場は、1 月末に日銀のマイナス金利政策導入決定を受けて 121.69 円まで急騰したものの、その後は 105 円～110 円台の水準まで反落した。下期は徐々に円高が進行し 16 年末には 106 円程度となる見通し。米国内外での不確実性の高まりが米利上げに対するブレーキとなろう。

中国経済は中期的には強さを欠くと見られ、人民元が下落する可能性は従来と変わらないが、急激な下落が起きる可能性は小さいと見ている。中国国債が将来的に世界的な債券インデックスに組み込まれる可能性、そして既に決定している人民元 SDR 採用は、中国市場への資本流入をもたらすであろう。これに伴って第 4 四半期にオフショア人民元が買われ、16 年末の米ドル/オフショア人民元相場は 6.55 となる見通し。

香港における商標登録

中国やアジアでの国内市場展開を念頭に、香港をマーケティング市場として活用する日系企業は後を断たない。その際、偽物や類似品の出現リスクに備え、自社のブランドやロゴマークなどの知的財産保護に重要な役割を果たすのが商標登録だ。香港での商標登録手続きは比較的簡便であるが、自社の製品・サービスに関連するすべてのクラスで登録を行うことや、第三者が先んじて登録することがないよう、速やかに登録を行うことがポイントとなる。日系企業の中には税務メリットなども鑑み、香港拠点の統括機能の一つとして、戦略的にブランド管理を行うケースもあるなど、将来的な事業戦略も見越した知的財産権保護対策として、検討に値しよう。

Regional Business

[India] インドの税制 [59] 新会社法のもとでの現地法人の設立手続き

インド新会社法下での現地法人の設立手続きについて解説する。多くの日系企業が選択する、外国投資促進委員会の承認が不要な自動承認ルートで現地法人を設立するケースを想定し、オンラインでの設立申請に必要な資料や留意点、さらには設立後に行う税務登録手続きなどについても紹介する。

[Malaysia] 知っておきたいマレーシアの法人税申告のポイント

マレーシアにおける法人税の申告にあたっては、監査報告書の最終利益をベースに調整を行い、納税額を算出することになる。その際、減価償却費や専門家報酬など費用として認められない取引があるほか、固定資産の売却益といったキャピタルゲインは税金計

算において考慮されないなど、なじみがない部分も見受けられる。ここではそうした計算明細書を見る際のポイントを中心に解説する。

[Vietnam] 初めてベトナムへ駐在する場合の個人所得税申告の実務における留意点

ベトナム駐在員の個人所得税は、日本本社あるいは現地法人が負担する場合が多い。納税は四半期ごとに行うが、赴任する日によって、初回の申告時期や課税期間が異なる。今回は 4 月 1 日に赴任した場合と、9 月 15 日に赴任した場合の 2 つを例に説明する。また、昨今増えている税務調査で、個人所得税の納税について指摘されるケースが多いことから、代表的な事例とリスク、およびその対策についても解説する。

[Vietnam] ベトナム民法の改正～表見法理の新設～

ベトナムでは 17 年 1 月 1 日から、約 10 年ぶりとなる

改正民法が施行される。新たな民法では、代表権限を有さない者（無権代理人）が取引を行った場合、代表権を有すると信じたことに一定の合理性があれば取引の相手方が保護される「表権法理」などが新設された。昨年7月に改正された企業法では、法定代理人を複数置くことが認められており、仮に権限を持たない法定代理人が行った取引でも、相手方の合理性が認められれば無効とならない可能性が出てきたといえ、今後の運用を注視する必要がある。

[Philippines] フィリピンの投資環境

6月末のドゥテルテ大統領就任により、投資環境がどう変わるのかが大きな関心事となっているフィリピン。足もとの傾向は、新規進出企業数はほぼ横ばいであるものの、業種や規模は多様化し、中小規模のメーカーや製造業企業の部材調達を支える専門商社、また、一部のサービス業などの進出が比較的増加している。本稿では、フィリピンの投資優遇制度や会計・税務制度を中心に説明する。

[China] 私募投資ファンド募集行為管理弁法の解説

中国国内において非公開方式で投資者から資金を募集するために設立された投資基金にかかる「私募投資ファンド募集行為管理弁法」が16年7月15日から施行される。史上最も厳しい私募投資ファンドへの監督管理弁法ともささやかれる同弁法に規定された、募集主体とその資格および責任の明確化やクーリングオフ期間の設定など、主なポイントを紹介する。

[China] 営業税から増値税への改革～生活サービス業への影響～

16年5月1日から、全国の建築業、不動産業、金融業、生活サービス業などに対して営業税から増値税へ税制度が変更された。これにより、該当する企業は6月分から増値税申告を開始する必要があるが、未だ不明確部分も多く残されている。ここでは、飲食業におけるイートインとテイクアウトや、郵送報酬、ホテル業の業務区分など主な論点とともに、実務上の留意点について説明する。

Macro Economy

アジア経済情報：アジア概況

16年1Qのアジアの実質GDP成長率は、多くの国・地域で前期から減速した。輸出環境の悪化を受け、民間投資や雇用が盛り上がり、自律的な回復力に欠ける状況が続いたためである。17年までのアジア経済を展望すると、輸出は緩やかな持ち直しが見込まれる一方、内需は振るわず、総じて景気は横ばいで推移すると予想される。中国経済は緩やかな減速が続くものの、緩慢ながらも輸入が回復に向かうとみられ、その他のアジア諸国にとって輸出環境の改善につながろう。以上を踏まえ、16年の実質GDP成長率は、中国が+6.6%、NIEsが+1.8%、ASEAN5が+4.6%、インドが+7.7%、17年は、中国が+6.5%、NIEsが+2.2%、ASEAN5が+4.5%、インドが+7.7%と予測した。

Editorial

離脱か、残留かで最後まで揺れた、EU加盟を巡る英国の国民投票は、各国政府および経済界の期待を裏切り、離脱派の勝利で幕を閉じました。事前の予想では楽観的な見方が強かっただけに、直後のマーケットは大荒れとなり、世界経済の行方はますます不透明となりつつあります。世界第2のオフショア人民元センターであるロンドンを抱え、中国との関係強化を図ってきた英国の決断は、中国経済にも一定の影響を与えるものと見られるほか、元英国植民地で多くの英国企業が拠点を置く香港もその例外ではありません。2年以内に実現するであろうEU離脱までに、英国が如何にEUとの関係構築を図っていくのか、今回の英国国民投票の結果が秋の米大統領選にどのような影響を与えるのか、当面は目を離せそうにありません。



2016 年上期為替市場の回顧と 下期の見通し

～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

みずほ銀行 香港資金部

アジア FX ストラテジスト 張 建泰

米ドル/円 2016 年上期回顧

16 年上期のドル円相場は、1 月末に日銀のマイナス金利政策導入決定を受けて 121.69 円まで急騰したものの、その後は反落して推移した。その後、原油価格の急落と FRB（米連邦準備制度理事会）の金利見通しの下方修正を背景としたリスクオフムードの高まりによって 110 円近くまで下落したのち、4 月には為替介入の見送りによりさらに円高が進み 110 円を割り込んだ。同月、熊本での地震発生を受けて一時的に追加緩和期待が高まったものの、結局追加緩和は実施されず 17 カ月ぶりの水準となる 105.5 円まで円高が進んだ。その後、米利上げ期待が再燃したことから 112 円近くまで反発したが 6 月の米雇用統計の弱さから利上げ期待は剥落、

105 円～110 円台の水準まで反落した（図表 1）。

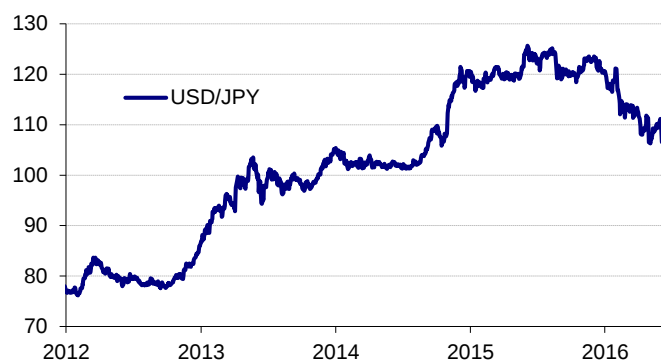
米ドル/円 16 年下期見通し

下期は徐々に円高が進行し 16 年末には 106 円程度となる見通し。その過程で一時的に 1 年ぶりの円高水準となる 103 円まで円買いが進む局面もあろう。世界経済の不確実性の高まりと米国内経済回復の遅れを背景に FRB は利上げに対して慎重なスタンスを維持せざるを得ず、米ドルは中長期的に引き続き弱く推移すると見込まれる。米国内においてはドル高に対する懸念が利上げへの足かせとなり続け、特に米大統領選においては強いドルが槍玉に挙げられる可能性が高まることとなる。CPI 上昇率がターゲットの 2% を未だ下回る中、時期尚早な利上げは不動産市場と景気回復に悪影響を与えるが、そのリ

スクを FRB が甘受するとは考えにくい。このように、中国の景気減速と米大統領選を背景とした米国内外での不確実性の高まりが米利上げに対するブレーキとなろう。

日本においては、1 月末にマイナス金利政策を発表して以降は追加緩和の余地が限られてきており、また緩和による円安効果も薄れてきている。日銀はおそらく過去 4 年にわたって続けてきた積極的な金融緩和を打ち

【図表 1】米ドル/円は 4 年連続の円安に終止符



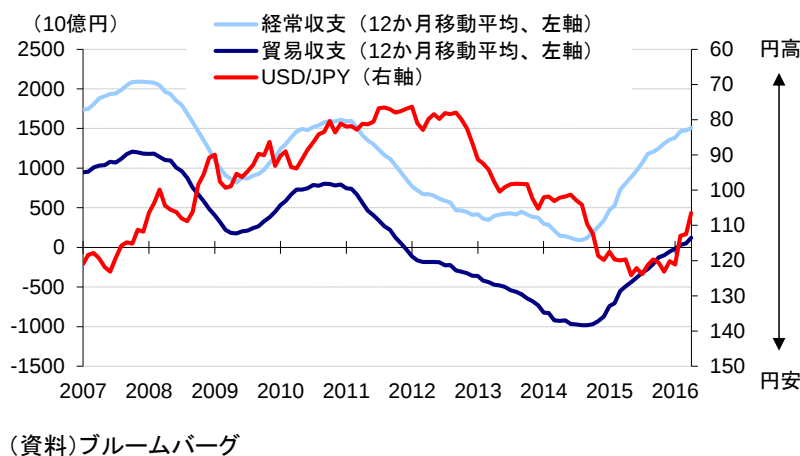
(資料)ブルームバーグ

止めにしようとしており、日銀の政策に対する市場の信頼感は失われ始めた。日銀は7月10日の参院選までは現状維持に留まると見られるが、消費増税延期により追加緩和の可能性はある程度減じられる。加えて、ドル円相場が105円以上で推移する限りにおいては円売り為替介入が実施される可能性は小さい。G20財務相・中央銀行総裁会議で通貨の競争的切り下げ回避について各国で合意したことから、介入のハードルは相当に高い。米国は為替市場における円の動きを「秩序的」と評し、日本を為替監視リストに入れるなど、為替介入を支持していない。ファンダメンタルについては、日本の経常黒字は拡大を続け、円の下支え要因となった(図表2)。とはいえ、原油価格の反発によって今年後半に黒字幅は縮小するだろう。なお、米利上げの過程において日米の金利差は拡大しなかった。このことは、ドル円が反発するとしても限られた幅になるであろうことを示唆している。

米ドル/オフショア人民元 16年上期回顧

中国の景気減速懸念が高まり、原油が急落する中、中国人民銀行がオンショア人民元基準値を元安に保ち続けたことから、米ドル/人民元は1月上旬に5年ぶりの水準となる6.7618まで人民元安が進行した。中国人民銀行は元安進行を鈍化させるべく、オンショア人民元の決定方法において元高のバイアスを示し、人民元のセンチメントは安定化し始めた。G20で競争的通貨切り下げの回避について合意がなされたことで、人民元が急落する可能

【図表2】経常黒字が円を下支え



【図表3】人民元の急落懸念は後退



性は小さくなった。また3月の経済指標が堅調だったことと、米ドルに大規模な売りが見られたことから、人民元は6.4443まで元高が進行した。しかしながら、「当局者」が現状維持へのシフトを示唆したことで中国景気減速懸念が再燃したほか、FOMCのタカ派的な議事録が人民元の売りを招き、6.6に迫る元安となった(図表3)。

米ドル/オフショア人民元 16年下期見通し

中国経済は中期的には強さを欠いたものと見られ、人民元が下落する可能性は従来と変わらないが、急激な下落が起きる可能性は小さいと見ている。中国国債が将来的に世界的な債券インデック

スに組み込まれる可能性、そして既に決定している人民元 SDR 採用は、中国市場への資本流入をもたらすであろう。これに伴って第4四半期にオフショア人民元が急激に買われ、16 年末には 6.55 となる見通し。

先に述べたように、世界経済の不確実性の高まりと国内の景気回復の遅れから、米国の利上げは緩慢なペースに留まると見ている。一方で、オフショア人民元は幾分安定し、中国当局にとって追加緩和や資本収支拡大の余地が生じるだろう。

他方で、中国人民銀行の為替政策に対する市場の信頼感が高まった。2月以降、中国人民銀行は総裁インタビューや記者会見を通じ、市場とのコミュニケーションを改善してきた。また、オンショア人民元の値決めの仕組み(前日引値と人民元指標の調整に基づいて価格が決定される)を明らかにすることで為替政策の透明性を増した。これらを背景として、5月後半に人民元に短期的な売り圧力が生じた際も、元の下落ペースは従来どおり緩やかであった。

加えて、人民元が急落する可能性は極めて小さい。今夏の G20 におけるホスト国という立場上、競

争的通貨切り下げの回避という合意に逆らうのは中国当局の本意ではないだろう。その上、CFETS 人民元指数は 11 月に発表されて以降、下落し続けている(図表4)が、これは中国の輸出競争力の改善を示唆している。つまり当局にとってみれば必ずしも通貨を切り下げて景気を刺激しなければならないわけではない。

最後に、中国人民銀行は人民元の国際化に再び取り組み始めた。これは中国国債が世界的な債券インデックスに組み込まれる可能性を高めるものといえよう。5月には、CIBM(中国の銀行間債券市場)が外国人投資家に開放された。これは 10 月の人民元 SDR バスケット採用とともに、中国市場への資本流入を促進し、少なくとも年内にわたり人民元安の進行ペースを緩やかなものに留めるだろう。

【編注】本リポートは 6 月 22 日時点の情報をもとに執筆したもので、英国国民投票の結果は反映していません。最新の為替相場見通し、マーケット動向等については、下記をご参照ください。

<http://www.mizuhobank.co.jp/rate/market/index.html>

【図表4】CFETS 人民元指数は下落の一途をたどる



(資料)ブルームバーグ



香港における商標登録

久嶋 真由美 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

少子高齢化を背景とした日本国内市場の縮小が懸念されて久しい。近年は特に、厳しい日本国内の環境から逃れ、新しいビジネスチャンスを探るべく、小売やサービス関連業での中国・アジア進出を検討する日系企業が増えている。足元では ASEAN の人気が高まっているものの、中国市場についても、経済成長率が鈍化しているとはいえ6%台の伸びは日本に比べまだ見通しは明るく、引き続き中国内需に期待を掛ける日本企業、あるいは自社製品の特殊性・専門性を武器に市場参入を目指す日本企業は少なくない。本レポートでは、中国市場参入を念頭に置いたマーケティング、あるいはテスト販売地として香港で事業展開する場合に欠かせない、商標手続きの概要と留意点についてまとめた。

中国市場展開への第一歩となる香港

香港でも日本と同様に、中国本土からの旅行客向けのビジネスがここ最近のトレンドとなっている。いわゆる「爆買い」ブームは沈静化したものの、自社製品・サービスの試験的な販売を小規模に、あるいは越境 EC などを通じて展開してみたいという企業は未だ多い。

特に、将来的に中国市場への進出を狙っている場合、香港であれば地理的・規模的に限られたマーケットに本土の消費者が大量の“顧客サンプル”としてやってくるため、自社製品に対する消費者の反応を見やすいというメリットがある。さらに、日本から直接、中国に投資するのに比べ、外資企業に対する規制がほとんどなく、法制度の透明度が高いため、企業にとって進出・撤退が容易ということも利点として数えられよう。

一方、香港での試験販売で一定の好反響が得られ、消費者の認知度向上や市場での流通量増加が始まると、懸念されるようになるのが偽物や類似品出現のリスクである。将来的な事業拡大も鑑みれば、販売側としては、ブランドの確立・維持とともに、企業・商品イメージを損ねるリスクは最小限にとどめるべき重要事項であり、その対策の一つとして、商標登録は重要度が高い手段の一つといえるだろう。

商標登録の要否

香港における商標関連法規としては、『商標条例』および『商標規則』などが施行されている。商標登録の管轄当局である知識産権署によれば、商標登録を行うことで商品・サービスにかかる当該商標の独占的使用権を持つことができ、他者が断りなく商標を使用した場合、法的手段に訴えることが可能としている。

そもそも地域や規模が限定されたテスト販売で、商標登録が必要なのか、との照会を受けることは少なくないが、専門家によれば、「法律上登録が必須というよりも、自社を守る手段として取るべき手続き」ということになる。

もちろん、最終的な判断は各企業の事業展開の方針やスピードにもよるが、商標登録は企業および製品・サービスのブランド力(＝知的財産権)を維持するためのものであり、同時に、他社の類似商品やコピー商品による企業や製品のブランド力への悪影響を未然に防ぐ策に他ならない。

なかでも一般消費者向けに販売するものに関し、企業の「ロゴ」や「商品マーク」は消費者に他社と区別して自社製品・サービスを認知してもらう際のキーとなるものであり、当地の商習慣的にも、取扱製品・サービスについては予め商標登録を行うのが通例である。香港は先願主義、すなわち先に申請したものに優先権があるので、万一、未登録の商標を第三者が先に登録してしまった場合、本家であるはずの自社が製品を販売すると、むしろ商標権を侵害することになって

しまう可能性すらある。

新規事業展開にあたっては、マーケティング・リサーチや法人設立など、さまざまなコストをかけての進出となるはずであり、商標登録をしない理由が見当たらない、というのが専門家の見解であり、適正に商標登録を行っていれば、万が一、自社ブランドの偽物が香港内で発見されたなど場合も、香港税関を通じて刑事責任を追及したり、民事訴訟を提訴するなどの手段で権利を保護することが可能となる。

なお、香港で知名度が上がった製品・サービスやブランドについては、同じ中国語圏である中国、マカオ、台湾などで類似品やコピー商品が出回りやすい傾向にある。仮に香港で商標登録を行っていたとしても、当然ながらその効力は香港域内にとどまり、各国・地域により法制度や登録機関、適用範囲も異なるため、事業計画に照らし、あるいは将来を見越した先行投資の一環として、周辺国・地域も含め予め商標登録を行うておくことが肝要であろう。

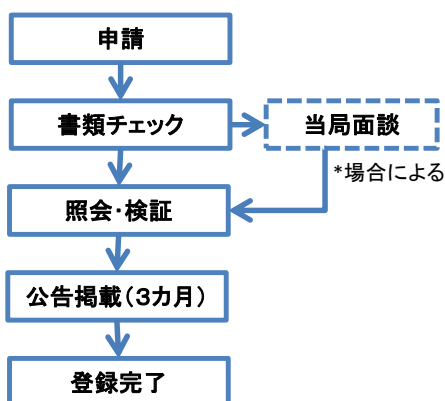
香港における商標登録

それでは、実際に香港で申請をする場合、どのように商品・サービスを登録すればいいのか。

商標登録の手順は図表1の通りで、付属文書を含む申請書類に不備がなく、かつ異議が出なければ、登録手続き自体は6カ月程度で完了できるという。

香港での登録区分は 45 クラスに分かれており、クラス1～34 までが商品(Goods)、35～45 が

【図表1】商標登録手続きのフロー



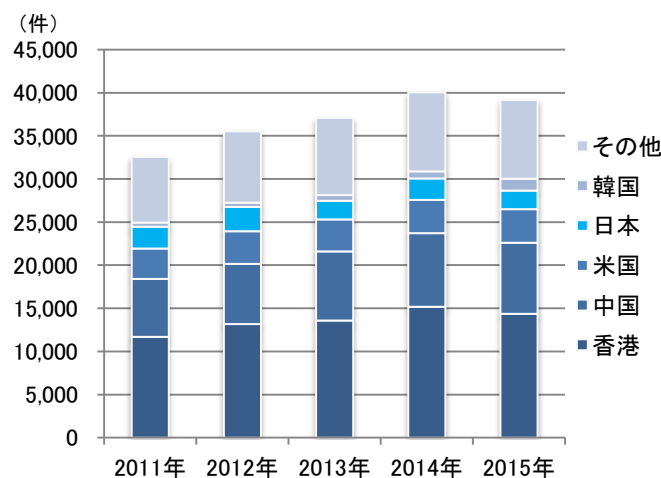
(資料) 香港政府知識産権署

サービスとなっている¹。また、登録したクラスのみが保護されるため、自社に関連する商品やサービスのすべてを登録することが一般的のようだ。なお、いったん登録されると10年間、その権利が保護される。

なお、香港に現地法人がなく、代理店を通じた輸出販売を行う場合も、日本から商標登録が可能である。決して多数ではないものの、「信頼していた総代理店にブランド登録をされそうになった」、あるいは「代理店が勝手に（商標登録）手続きをしていた」という声も聞かれる。試験販売を経て本格参入を検討している場合も、まず日本本社が商標権を取得した上で、香港法人を設立してから名義変更するという手段もある。“ブランドの権利をどこが持つか”についてはグループの運営・経営方針とあわせ検討すべきであるが、香港の統括機能の一つとして商標権の管理を行わせる企業もあり、検討課題の一つとなろう。

当局の統計によると、2015年の国・地域別商標登録の申請数は121カ国・地域から約3万9,000件に上り、このうち香港・中国からの申請が合計約2万2,000件と過半数を占めた（図表2）。日本は米国の3,901件に続く第4位の2,158件と上位に位置しており、日本の商品・サービスが香港に進出・展開している度合いが高いことを示すとともに、日系企業が知的財産権の保護に高い意識を持っていることを意味していると言える。

【図表2】国・地域別商標登録件数の推移



（資料）香港政府知識産権署

おわりに

消費者ニーズの多様化、また国際化が進む中、新たな市場・事業への挑戦に当たっては、販路の開拓などとともに、自社ブランドの確立・保持や企業・商品イメージの向上はビジネスの拡大に欠かせない要素の一つである。特に競争が激化する中国・アジア市場においては、たとえ限られた資本・地域での試験的事業であったとしても、商標登録などを通じた知的財産権の保護対策を怠らないことが、長期的な事業戦略におけるリスク回避につながるものと考えられる。

¹ 香港政府知識産権署ウェブサイト：
http://www.ipd.gov.hk/eng/intellectual_property/trademarks/how_to_classify.htm



【India】インドの税制 第 59 回

インド新会社法のもとでの 現地法人の設立手続き

加藤 正一 KPMG インド

1. はじめに

インド新会社法（以下、「新会社法」）の施行により、インドにおける現地法人の設立手続きが変更された。手続きはオンライン申請となり、それにとれない申請フォーム等も変更されている。新会社法の適用以降にインドにおいて会社を設立する場合には、新会社法に準拠して申請手続きを実施する必要がある。

今回は、新会社法のもとでの現地法人の設立手続きについて解説をする。

2. 新会社法のもとでの現地法人の設立手続き

外国投資が禁止されている業種や、個別に出資比率の上限規制やガイドランがある産業に該当する直接投資については、現地法人の設立前に外国投資促進委員会（FIPB：Foreign Investment Promotion Board）による承認が必要となる。しかし、多くの日系企業は FIPB の承認が必要ない業種等にて現地法人を設立することがほとんどであることから、FIPB の承認が必要ないケース（自動承認ルート）を前提として設立手続きについて説明を行う。

自動承認ルートでは、次の4つのステップを踏んで設立手続きを行うこととなる。

① デジタル署名証明（DSC）の取得

デジタル署名証明（DSC：Digital Signature Certificate）とは、オンライン申請を行う際に使用する電磁的な署名証明である。後述する②の取締役識別番号を申請する際には DSC による署名が必要となるため、設立手続きを進めるためには、まず DSC を取得する必要がある。

添付書類としては、DSC 申請者のパスポートサイズのカラー写真、身分証明および住所証明が必要である。これらの証明書として、通常、身分証明および住所証明として英語に翻訳した運転免許証およびパスポートが用いられる。なお、これらの添付資料は日本において公証人役場での公証およびインド大使館による認証（アポステイユ）が必要である。

② 取締役識別番号（DIN）の取得

取締役識別番号（DIN：Director Identification Number）はインド当局に登録するすべての会社の取締役が取得することを義務づけられている個別識別番号である。

DIN の申請は会社登記局が属するインド企業省（MCA：Ministry of Corporate Affairs）のウェブサイトから、DIN 申請フォームである Form DIR-3 および添付書類を添付してオンライン申

請を行うこととなる。添付書類は、上述の①DSC申請時と同様である。

③ 会社登記局への会社名の申請

DSC および DIN の取得が完了した後に、会社登記局への会社名の申請を行うこととなる。会社名の承認を受けるためには、会社名取得の申請書である Form INC-1 および添付書類を MCA のウェブサイトからオンライン申請を行う必要がある。この Form INC-1 の主な記載事項として、基本定款に記載する設立会社の目的、就任予定の設立会社の取締役、希望する会社名等がある。希望する会社名は最大6個まで記載ができるが、会社が実施する活動内容を表す会社名である必要がある。また、すでに類似する会社名が登録されている場合や不適切と判断される会社名は却下される可能性がある。

添付資料としては、会社設立を決議したすべての株主の取締役会議事録、インド子会社が類似の会社名を使用することに異議がない旨を記載した No Objection Certificate(親会社等であっても必要)等が必要となり、これらの添付書類は公証人役場での公証およびインド大使館による認証(アポスティーユ)が必要である。

Form INC-1 の提出から概ね7日以内に、希望の名前をつけることが可能か否か会社登記局から回答がある。

④ 会社登記局への会社設立申請

会社名の承認後 60 日以内に会社設立申請を行う必要がある。会社設立申請のためには、以下の申請書および添付資料を MCA のウェブ

サイトからオンライン申請を行う必要がある。

【申請書】

- Form INC-7: Application for incorporation of corporation
- Form INC-22 : Notice of situation or change of situation of registered office
- Form DIR-12: Particulars of appointment of Directors and the key managerial personnel and the changes among them

【添付資料】

- 基本定款 (Memorandum of Association)
- 附属定款 (Articles of Association)
- 委任状 (Power of Attorney)
- Form INC-8
- Form INC-9
- Form INC-10 等

Form INC-7 は会社法に準拠して会社設立手続を行うという宣誓書である。また、Form INC-22 は会社名や会社の住所などを記載する書類であり、Form DIR-12 は取締役の ID 番号や住所、国籍などを記載する書類である。なお、2015 年5月1日に DIN の取得、会社名の申請および会社設立申請を1つにまとめた Form INC-29(Integrated Incorporation Form)が公表されているが、現状では当該フォームの使用については任意となっており、上記のフォームを使用して申請することも可能である。

このほか、基本定款および附属定款を会社登記局に提出する際に印紙税を支払う必要がある。印紙税は会社を登録する州によって異なる。また、会社登記時には授權資本金額にもとづく登記料を支払う必要がある。そのため、授權資本金額を高く設定してしまうと多額の会社登記料を支払うこととなってしまったため留意が必要である。

会社登記局の審査後、会社登記局より設立証明書 (Certification of Incorporation) が発行される。この設立証明書の入手により設立手続きが完了することとなる。

3. 現地法人設立後の手続き

現地法人設立後、主に以下の手続きを行う必要がある。

①第1回取締役会の開催

現地法人設立後 30 日以内に、第1回取締役会を開催する必要がある。この取締役会では、会計監査人の選任、株式の発行および銀行口座の開設等について決議事項に含める必要がある。開催後 30 日以内に、取締役会議事録を添付して、Form MGT-14 を会社登記局へ提出しなければならない。

②銀行口座の開設

各株主からの資本金の受領のために、設立した現地法人名義の銀行口座を開設する必要がある。銀行口座開設のための必要書類は各銀行により異なるため、事前に確認が必要である。

③インド準備銀行への報告

会社登記局から設立証明書を手した後、各株主から資本金の振り込みが行われるが、資本金の受領後 30 日以内にインド準備銀行へ報告しなければならない。また、資本金の受領後6カ月以内に株券を発行する必要がある。株券の発行後、30 日以内に FC-GPR をインド準備銀行へ提出しなければならない。

④税務番号および源泉徴収番号の取得

法人税等の申告時に必要となる税務番号 (PAN: Permanent Account Number) および源泉徴収時に必要となる源泉番号 (Tax Deduction Account Number) を税務当局へ申請する必要がある。

⑤その他の税務等に関連して必要となる登録

設立した現地法人の活動内容に応じて、主に以下の税務登録等を行う必要がある。

- ・ 物品税 (Excise Duty)
- ・ サービス税 (Service Tax)
- ・ 州付加価値税 (Value Added Tax)
- ・ 中央販売税 (Central Sales Tax)
- ・ 輸出入コード (Import / Export Code)
- ・ Professional Tax
- ・ Shops & Establishment License

4. おわりに

上記において、インドにおける現地法人の設立手続きを解説した。通常、会社手続きに要する期間としては概ね2～3カ月かかるが、会社登記局から書類の不備等を指摘されることも予想されるため、会社設立希望日よりもできる限り早めに会社設立手続きを開始することが望ましい。また、会社設立手続きを迅速に進めるためにも、経験のあるコンサルタントに設立手続きを委託することをお薦めする。

加藤 正一
(かとう まさかず)

KPMG インド
(チェンナイ)
マネジャー
米国公認会計士



2005年3月にあずさ監査法人東京事務所入所。日本国内において、SEC 登録会社および製造業、通信業等の会計監査およびデューデリジェンス業務に従事。2013年8月より、KPMG インド チェンナイ事務所に日系企業担当マネジャーとして赴任。



【Malaysia】

知っておきたい マレーシアの法人税申告のポイント

平松 直樹 フェアコンサルティング マレーシア

はじめに

マレーシアの法人税の申告制度は、監査報告書の最終利益をもとに、税金計算において必要な項目について調整し、納税額を算出します。そのため、日本の法人税の申告書を見たことがある方には、形式が類似しているため、比較的簡単にイメージできると思います。ただ、もともと英国領であったマレーシアでは、資本取引(Capital Nature)の概念など、日本人にはあまりなじみがない制度もあります。今回はマレーシアでの法人税の計算明細書(Tax Computation)を見る際に、ポイントとなる項目を中心に解説します。なお、文末の税金計算書のサンプルもご参照ください。

① 法人税の計算は監査報告書の利益がベース

法人税の申告は監査法人により作成された監査報告書の損益にもとづき、事業年度末から7カ月以内に税務申告書を作成し、税務当局(IRB)へ提出しなければなりません。なお、法人税の計算対象となるのは、マレーシア国内で獲得した所得(国内源泉所得)のみとなります。そのため、会社が保有する海外の不動産の賃料などはマレーシアでは税金計算の対象となりませんので、計算の対象となる損益から除かれることとなります。

② 税金計算において費用(収益)とならない代表的な取引

②-1. 減価償却費

マレーシアの税金計算において、資本取引とは子会社への投資や工場の建設など、企業として収益の基礎となる投資が対象となると考えられます。マレーシアでは工場や機械などの固定資産、商標権などの無形資産の取得のための支出は資本取引と考えられるため、その減価償却費は、税金計算において費用として認められません。

ただし、産業用の固定資産などについては、税金計算で独自に規定された耐用年数を使用して計算した減価償却費は、税金計算において費用として認められます。これを、キャピタルアローワンス(Capital Allowance)と言います。そのため、損益計算で計上した減価償却費は全額を調整(加算)し、その後、後述する税金計算独自の減価償却費(キャピタルアローワンス)をマイナス(減算)することとなります。

②-2. 交際費

マレーシアでは飲食費や贈答品などの交際費のうち、支出額の50%しか税金計算において費用として認められません。これは、既存の顧客や仕入先、従業員に対する交際費の支出を対象と

していますので、潜在的な顧客との会食費用などは全額が税金計算において費用として認められません。なお、新製品の発表会での食事や会社のロゴ入りの文具の提供などは、事業に関連するものと考えられますので、税金計算において費用として認められます。

②-3. 専門家報酬

マレーシアでは税務代理人や会社秘書役に対する報酬は、直接的に収益を生み出す費用ではないため、原則として税金計算において費用として認められません。ただし、記帳代行費用や監査報酬については、税金計算において費用として認められます。

②-4. 為替差損益

マレーシアリングgit以外の外貨で生じた為替差損益については、取引が実現したものと期末の洗い替え¹により生じた未実現のものがああります。このうち取引が未実現の為替差損益については、税金計算において損益が認められません。また、売掛金の回収や借入金の返済など取引が実現した為替差損益についても、設備投資のための借入金など資本取引に関連するものは、税金計算において損益が認められません。

③ 固定資産の売却益などキャピタルゲインは税金計算で考慮されない

マレーシアでは資本取引により生じた損益については課税の対象となりません。資本取引とは子会社への投資や工場の建設など、企業として収益

の基礎となる投資が対象となると考えられます。そのため、工場用の土地や設備などの売却損益は、マレーシアの税金計算において損益が認められません。

④ 税金独自の減価償却費であるキャピタルアローワンスとバランシングチャージ

マレーシアの税金の計算におけるキャピタルアローワンスは事業用の固定資産にのみ適用され、その対象も産業用の建物、工場、機械および設備など特定の資産に限定されています。そのため、会社が取得した居住用のマンションや店舗の内装などについては、キャピタルアローワンスの対象となりません。

主なキャピタルアローワンスの対象資産は以下の通りとなります。

対象となる固定資産	初年度償却	年次償却
重機械および商業用の車両	20%	20%
機械および設備	20%	14%
オフィス機器および家具	20%	10%

キャピタルアローワンスは資産の取得時に一定額を償却(費用化)する初年度償却と、毎年の償却である年次償却に区分されます。そのため、資産の取得年度では会計上の償却額よりも、キャピタルアローワンスが多額になる傾向にあります。なお、未使用のキャピタルアローワンスは翌期以降に繰り越されます。

マレーシアでは原則として、固定資産の売却損益は税金の計算における損益に含まれません。ただし、税金計算における資産の帳簿価格と売却額との差額はバランシングチャージ(Balancing Charge)

¹ 洗い替えとは、期中は取引時のレートを適用し、期末に期末時レートにて評価替えして為替差損益を計上した上で、翌期首に期末に計上した評価差損益を戻すこと。

またはバランシングアローワンス (Balancing Allowance)として税金計算上の損益に計上されます。

⑤ 事業区分ごとに計算し、損益を相殺できないケースあり

マレーシアの法人税の計算は、その所得の内容に応じて事業所得や賃貸所得、利子所得などに区分されます。事業所得で損失が生じた場合には、同一年度であれば賃貸所得など他の所得との相殺が可能となります。しかし賃貸所得など事業所得以外の所得で生じた損失は他の所得と相殺できません。

⑥ 繰越欠損金は同一事業にしか適用できない

事業所得の損失は他の所得と相殺し、相殺しきれない分がある場合には、翌年以降に繰り越すことが可能です。事業所得の損失繰越に期限はありませんが、製造業と卸売業など複数の事業を営む場合には、翌年以降は同一の事業所得より生じた利益としか相殺できません。

ABC (Malaysia) Sdn Bhd			
Tax Computation - Year of Assessment 2016			
(Basis period: 01.01.2016 - 31.12.2016)			
	RM	RM	参照
監査報告書上の損益 (①)		XXX	IS
加算：税金計算において費用とならない取引 (②)			
減価償却費	XXX		Sch XX
交際費	XXX		Sch XX
専門家報酬	XXX		Sch XX
為替差損益	XXX		Sch XX
罰金など	XXX		Sch XX
(小計)		XXX	
減算		XXX	
固定資産の売却益 (③)	XXX		
(小計)		XXX	
修正後の事業利益		XXX	
バランシングチャージ (④)		XXX	
		XXX	
キャピタルアローワンス (④)			
前期繰越	XXX		
加算：初年度償却	XXX		
年度償却		XXX	
翌期繰越		XXX	
利子所得 (⑤)		XXX	
合計利益		XXX	
減算：前期繰越欠損金 (⑥)		XXX	
課税所得		XXX	
税率 (法人税率24%)		XXX	
予定納税額		XXX	
未払税金		XXX	

※①～⑥は本文中の小見出しに対応。



平松 直樹

(ひらまつ なおき)

Fair Consulting Malaysia

フェアコンサルティング マレーシア

KPMG 税理士法人出身。トランザクションアドバイザー部門の一員として、不動産投資、海外企業の買収、グローバルでの組織再編など大規模案件をマネジャーとして担当。専門は複数国にわたる取引に対する税制を検討する国際税務。現職では企業の進出から、会計・税務にかかる戦略的なアドバイスなど、多様な業務を提供している。



【Vietnam】

初めてベトナムへ駐在する場合の 個人所得税申告の実務における 留意点

新井 美千翔 株式会社 I-GLOCAL

1. はじめに

近年、日系企業のベトナム進出は増加傾向にあり、駐在員として長期滞在する日本人も増えている。外務省の調査においても、在ベトナム邦人は2010年以降、毎年約1,000人(2011-12年は約2,000人)のペースで増加していることがわかる。駐在員の多くは日本本社の辞令により海外駐在員規定等に従った条件で勤務する。このため、赴任国で発生する個人所得税については、日本本社が責任をもって納税することが一般的であり、税務当局に対しても日本本社が源泉徴収義務を負う。多くの日系企業はベトナムで法令を遵守し、各種納税を徹底している。これは、日系企業全般に法令順守意識が高いということに加え、過少申告や納付遅延に対する追徴課税・罰金が高額になる恐れがあること、さらには日越租税条約の締結により、ベトナムの税務当局がベトナム在住者の日本での所得等を把握できるようになったことが強く影響している。

このような背景の中で、自社で在ベトナム駐在員の個人所得税納付手続きを行う場合には担当者を置き、現地の最新の法令だけでなく、実務についても理解しておくことが求められる。本稿では

個人所得税申告につき、書籍などで取り上げられる機会の少ない実務面について解説する。

2. 個人所得税申告の手続き

ベトナムにおける個人所得税の納税者は駐在員個人であるが、実際の税負担と納付は、日本本社が行う場合と、現地法人が行う場合のどちらかが一般的である。会計年度は原則として1月1日から12月31日までであり、四半期ごとの申告と年末の確定申告の計5回、申告納税を期限内に終えなければならない。

納税額を算出するためには下記の書類が必要となる。

1	給与支払い明細	海外支給分 ベトナム現地支給分
2	家賃に関する書類	アパート賃貸契約書、および 公式領収書 インターネット代金、光熱費、 洗濯・掃除サービスに関する 公式領収書
3	その他手当、福利厚生書類 (契約書および公式領収書)	健康診断費用、海外旅行保険費用 子供の学費、語学研修費用 休暇で帰国する際の航空券代金 引越し手当、その他手当

上記書類を基に納税額を算出し、四半期ごとにベトナム税務局口座へ納税する。税金はベトナムドンでのみ納税が可能であったが、一部の地域では日本円、米ドルでの納税が可能になってきており、事前に確認が必要である。

3. 申告時期の確定

以下では赴任から初回の申告時期、課税期間について、2つのケースで説明する。

本ケースは 2016 年のカレンダーを基準に期間を算出しているため、年により曜日が異なり、日付該当期日は変化するためご注意頂きたい。

(1) 16 年 4 月 1 日赴任の場合

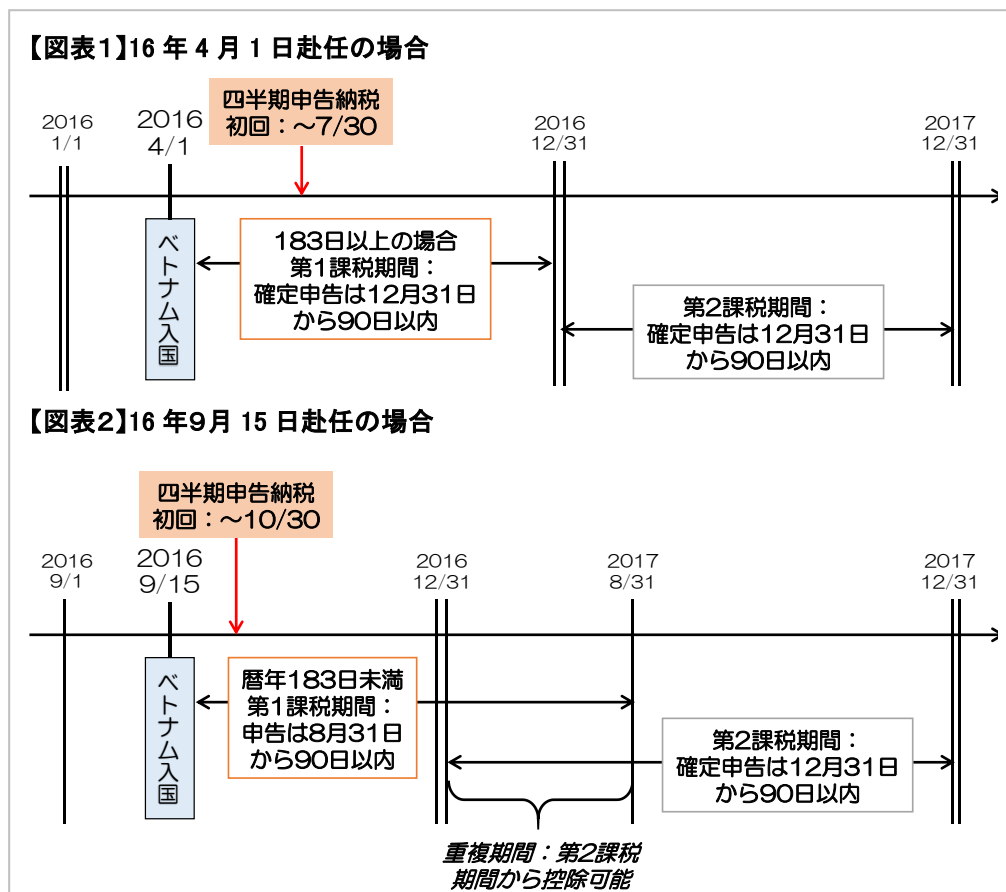
16 年 4 月 1 日に赴任した場合、初回の四半期申告の対象期間は 4 月から 6 月の第 2 四半期とな

る。四半期申告の納税期限は期末日から 30 日以内であるため、初回申告は 16 年 7 月 30 日までに完了しなければならない。その後は四半期ごとに申告納税を行う。ベトナム入国日から暦年で 183 日以上の場合は入国日からその年の年末までを第一課税期間とし、年末から 90 日以内に確定申告を行う。ただし、確定申告を行うのはベトナム居住者だけで、非居住者の場合は四半期申告のみとなる。

(2) 16 年 9 月 15 日赴任の場合

16 年 9 月 15 日に赴任した場合、最初の四半期申告の対象期間は 7 月から 9 月の第 3 四半期であり、申告納税の期限は期末日から 30 日以内であるため、初回は 10 月 30 日までに 9 月分の納税金額を算出し納税を完了しなければならない。課

税期間については、入国日から年末までの日数が暦年で 183 日未満となるため、課税期間は入国月の初日である 16 年 9 月 1 日から 17 年 8 月末までの 1 年間となり、確定申告は 17 年 11 月 29 日までに行う。翌年は 17 年 1 月 1 日～12 月 31 日までが課税期間となり、初年と重複する期間の税額は控除することができる。



4. 過去の税務調査における指摘例と対策

昨今、現地法人や駐在員事務所に対する税務調査において、駐在員の個人所得税についての指摘事例が増加している。特に駐在員事務所に対しては取り締まりが強まっていることが背景にある。そこで、実際に発生した2つの事例を挙げて対策について述べたい。

【ケース1】

個人所得税申告の計算上、任命日を初日として申告していたが、それ以前にベトナムへ出張で入国していた。パスポート上の最初の入国日が、任命状や現地法人の投資証明書、駐在事務所の設立許可書の発行日と異なっていることが指摘された。

リスク: 課税所得が増加し、個人所得税が追徴される。

理由: 申告開始日を判断するには下記3つの基準がある。

- (1) ベトナムに入国したパスポート上の初回入国日(ベトナム入国の理由はビジネスか私用目的かを問わない)(Item 1, Article 1, Cir. 111/2013/TT-BTC)
- (2) 親会社(本社)発行のベトナムへの任命状における任命日、あるいは現地法人・駐在員事務所との労働契約書上の業務開始日
- (3) 現地法人の投資証明書または駐在員事務所の設立許可書の発行日(法的代表者として登録される人の場合)

現状、初回入国日の定義は法令上、明確にされておらず、設立前の視察や旅行などの私用目的を含むか否かは担当官の裁量に任されている。そのため、実務上は、(2)任命日、もしくは(3)現地法人の投資証明書が駐在員事務所の設立許可書上の日付を採用することが一般的である。

しかし、入国日から12カ月を経過した日までの期間が課税初年度となる場合は、税務局担当官が税務調査において(1)の初回入国日(私用目的かどうかを問わず)に基づき個人所得税の申告開始日と判断するケースが見受けられる。

対策: ベトナムへの最初の入国日が任命日より離れている場合は、税務署はパスポート上の入国日に基づきベトナムでの日数をカウントし、課税初年度を判断する可能性がある。

この場合は、当該入国日からの期間の所得に対する追徴税、延滞税や加算税を課されるリスクがあるため、これら为了避免するためには、個人所得税の修正申告をし、追加納付が必要な場合は納付を行うことをお勧めする。

【ケース2】

日本本社は会計事務所などに委託する個人所得税申告サービスの手数料を負担していたが、この費用が課税所得に含まれておらず、申告されていなかった。

リスク: 課税所得が増加し、個人所得税が追徴される。

理由: 個人所得税申告サービスの手数料を会社が負担する場合は、当該費用は課税所得として申告すべきである。(Item 2, Article 2, Cir.

111/2013/TT-BTC)

対策: 当該サービスの手数料が発生している場合は、課税所得として加算して修正申告をする。日本側で負担した場合も同様に行う。

5. おわりに

ベトナムの個人所得税は最高税率が 35%と日本に比べて高くない代わりに、最高税率に達する課税所得が低く、課税対象も広範である。加えて、毎年のように法令改正等が行われ、課税対象や納税手続きが変更となる。曖昧な点が明確化される改正が中心ではあるが、課税所得に関わる場合、想定外の納税義務が発生し、税務調査で指摘されるリスクもある。上述の論点は現時点のものであり、今後の改正で新たな論点が出てくることが予想される。自社で申告・納付を行う際は担当者を置くことはもちろん、専門機関等から最新の法令や実務の情報を収集し、納税手続きについて誤りがないか常に検証することをお勧めする。



新井 美千翔
(あらい みちか)
I-GLOCAL CO., LTD.
コンサルタント



東京外国語大学ベトナム語科卒業。証券会社、メーカーでの営業職を経て、2014 年に株式会社 I-GLOCAL へ参画。日本窓口として、日系企業のベトナムへの進出のコンサルティングに従事。

Business 【Vietnam】



ベトナム民法の改正 ～表見法理の新設～

山口 健次郎 Frasers Law Company

一. 総論

ベトナムでは、2005 年公布された民法 (No.33/2005/QH11。以下、「旧民法」) が 10 年ぶりに改正され、15 年 11 月 25 日に新しい民法が国会を通過しました (以下、「新民法」)。新民法は 17 年 1 月 1 日より施行されます。

新民法ではさまざまな改正が行われましたが、今回は 15 年 7 月 1 日より施行された企業法 (以下、「新企業法」) と関連して、重要な論点になり得る表見法理について、簡単に紹介したいと思います。

二. 無権代理と越権代理

1. 無権代理

旧民法では、代理権限を有しない者 (「無権代理人」) と取引を行った場合、本人が承認する場合を除き、当該取引は無効となると規定されていました (旧民法第 145 条)。この点、新民法では、例外事由が拡大され、無権代理人と取引を行った場合、①本人が承認する場合、②本人が当該取引を知ったものの合理的期間内に反対しなかった場合、または③取引の相手方が本人の過失によって無権代理人が権限を有しないことを知らなかった、若しくは知ることができなかった場合を

除き、当該取引は無効となると規定されました (新民法第 142 条)。

したがって、上記③によって、新民法では、無権代理人が代理権を有すると信じたことについて一定の合理性があれば、取引をした相手方が保護されるという表見法理が新設されることになりました。

2. 越権代理

旧民法では、代理人が代理権の範囲を超えて取引を行った場合 (「越権代理人」)、①本人が承認する場合、または②本人が当該取引を知ったものの反対しない場合を除き、代理権の範囲を超えた取引については無効となると規定されていました (旧民法第 146 条)。この点、新民法では、例外事由が拡大され、越権代理人と取引を行った場合、①本人が承認する場合、②本人が当該取引を知ったものの合理的期間内に反対しなかった場合、または③取引の相手方が本人の過失によって越権代理人が代理権の範囲を超えて取引を行ったことを知らなかった、もしくは知ることができなかった場合を除き、権限を超えて行われた取引は無効となると規定されました (新民法第 143 条)。

したがって、上記③によって、新民法では、越権代理人が代理権の範囲を超えて行った取引がそ

の権限内の範囲内であると信じたことについて一定の合理性があれば、取引をした相手方が保護されるという表権法理が新設されることになりました(表1)。

〔表1〕 新旧民法における無権代理・越権代理の無効の例外事由の設定

	① 本人の 承認	② 知りつつ反対 しない場合	③ 表見代理
(1) 無権代理	旧民法	新設	新設
(2) 越権代理	旧民法	旧民法	新設

三. 旧民法下における無権代理事例

旧民法下では、無権代理人と取引を行う以上、たとえ無権代理人が代理権を有すると信じたことについて一定の合理性があったとしても、取引の相手方を保護するための法的根拠の説明はかなり困難でした。

この点、実際にも、仲裁合意書に無権代理人が署名をした事案において、ベトナムの裁判所は、「当該仲裁合意書に署名した者は、法定代表者から適法に署名権限を授権されておらず、当該仲裁合意書は署名権限のない者によって署名されたものであるから、仲裁合意自体が成立していなかった」と判断して、ベトナム仲裁センター(Vietnam International Arbitration Center。通称「VIAC」)の下した仲裁判断の執行を認めなかったケースがあります。当該事案におけるベトナムの裁判所の判断を見る限り、旧民法下では、ベトナムの裁判所は、表見法理の考え方を検討する

ことはなく、無権代理は無効であるという原則を貫いているように見受けられます。

これに対して、新民法では、無権代理人が代理権を有すると信じたことについて一定の合理性があれば、取引をした相手方が保護されるという表権法理が新設されることになりました。したがって、上記と類似の事例においても、無権代理人が代理権を有すると信じたことについて一定の合理性があれば、裁判所が異なる結論を出す可能性が出てきたものと思われます。

四. 新企業法との関係

新企業法では、法定代理人を複数設置することが新しく認められました(新企業法第13条)。これによって、企業が法定代理人を複数設置した場合、定款によって一定の事項については法定代理人の共同署名を必要とするといった規定を設けることも認められるものと考えられます。もっとも、かかる場合、法定代理人の権限は公表されていないため、取引の相手方としては、法定代理人の権限に制限が加えられているか否かについて事前に知ることは必ずしも容易とは言いきれません。すなわち、新企業法の下では、無権代理人が代理権を有すると信じた取引の相手方の信用を如何に保護するかを検討することがより重要となってきます。

上述の通り、新民法の下では、当該取引の相手方が法定代理人の権限の制限を知ることができなかったことに一定の合理性が認められる場合、当該取引は無効とはならず、取引の安全が確保される可能性が出てきました。このことから、新企業法に基づいて法定代理人を複数設置し、

かつ、定款によって法定代理人の権限に制限を加えたようなケースにおいても、取引の相手方の信用に一定の合理性があれば、取引の安全を確保する法的根拠の説明が可能になったものと思われます。

五. まとめ

以上より、上記に挙げたような事例が無権代理として扱われるのか、越権代理として扱われるのか、また、どういった事情があれば（定款の開示まで要求する必要があるかどうかなど）、法定代理人の権限の制限を知ることができなかったことに一定の合理性があると認められるかについては、今後の実務運用を待つ必要がありますが、民法において表見法理が導入されたことは注目に値するものと思われます。



FRASERS

LAW COMPANY

山口 健次郎

（やまぐち けんじろう）

Fraser's Law Company
森・濱田松本法律事務所

2007 年東京大学大学院公共政策学教育部中退。
13 年北京大學外資企業 EMBA 高級研究班修了。
08 年弁護士登録。10 年より森・濱田松本法律事務所
にアソシエイトとして参加。14 年 2 月より Fraser's
Law Company（ベトナム・ホーチミン市）出向中。

Business 【Philippines】



フィリピンの投資環境

瀬上 享 Fair Consulting Group Philippines

1. はじめに

ドゥテルテ氏がフィリピンの第16代大統領に当選し、2016年6月末に就任する予定となっている。フィリピン進出企業にとっては、何かどう変わるのか、もしくは変わらないのかが大きな関心事となっている。昨今、日系企業の新たな進出先として、フィリピンは依然として高い注目を集めており、弊社にも新規進出に関するご相談を断続的にいただいている状況である。

傾向としては、新規進出企業数としてはほぼ横ばいであると感じられるが、業種や規模は多様化しているように思われる。例えば、大型の投資は一段落しているものの、中小規模のメーカーや製造業企業の部材調達を支える専門商社、また、一部のサービス業などの進出が比較的增加している。

進出先としてのフィリピンの人気は、比較的安価で安定している人件費、および、充実した投資優遇制度にあるものと推察されるが、本稿では、フィリピンの投資優遇制度や会計・税務制度を中心に、フィリピンの投資環境についてご説明したい¹。

2. 投資優遇制度

フィリピンの投資優遇制度としてはいくつかの種類が設けられているが、本稿では、現在最も利用

企業が多いと思われる PEZA (Philippine Economic Zone Authority) が提供している投資優遇制度について説明する。

PEZA に登録することができる企業の条件と、当該企業に与えられる主な優遇制度は表1のとおりである。優遇制度の付与の可否を判断する PEZA は投資誘致に積極的な姿勢を継続しており、PEZA に登録できる企業の範囲を広く解釈する傾向があり、これも日系企業のフィリピン進出を大きく後押ししている。例えば、他の PEZA 登録企業を顧客とす

【表1】PEZA の投資優遇対象と内容

対象業種	輸出型製造業 IT 企業 物流・倉庫業 施設提供業 農業
優遇内容	➢ 法人所得税の免税(最長8年)(輸出型製造業、IT 企業のみ) パイオニア企業……6 年間 非パイオニア企業……4 年間 ※法人所得税の免税期間終了後は、 売上総利益×5%の税金を支払う。 ➢ 原材料・半製品の購入に係る税金の税額控除 ➢ 輸入材料・スペア部品に係る輸入関税の免除 ➢ 輸出税・関税賦課金の免除 ➢ 労務費の 50%の追加控除(登録後 5 年間に限る) ➢ 固定資産税を除く全ての国税及び地方税の免除

¹ なお、外資規制については本誌第 52 号(2016 年 5 月号)を参照されたい。

る商社は物流業として PEZA 登録が認められたり、製造工程を外注する企業も製造業として PEZA 登録が認められているケースが存在するなど、柔軟な対応も見受けられる。また、弊社が PEZA へ実施したインタビューによれば、イミグレーションや通関についても、PEZA 登録企業であれば合法的に便宜が図られる制度になっているとのことである。

なお、対象業種である輸出型製造業は、製品の 70% 以上を輸出する製造業を意味し、華南型の来料・進料加工企業との類似性も見られる。近年特に高騰している中国国内の人件費、次々に廃止・縮小される進料加工に対する優遇措置を考えた場合、それらを吸収するメリットが PEZA 登録企業にはあると考えられる。

もちろん、投資の可否は他のコストやリード・タイム、取引先やマーケットの所在等を総合的に勘案して決定されるべきものであるが、実際に、中国国内の工場をフィリピンに移管するケースも見受けられる。

3. 会計・税務制度

フィリピンでは従来から、外資企業は概ね独立監査人による会計監査が義務付けられており、その監査人が公表用の決算書を作成しているケースが多く見受けられていたが、会計制度に関する新たなルールにおいて、これが明確に禁止された。

具体的には、決算書はその企業が自社の責任のもと作成すべきであることが明文化され、監査人ではない会計士が自社で作成した決算書に署名することが要求されることとなった。これにより、企業は社内に会計士を採用するか、監査人ではない会計士に決算書作成を外注する必要性が生じ

ている。なお、当該ルールは 16 年 12 月決算の会社から適用される。

税務面では、移転価格に関する調査が一部開始されており、大企業だけでなく中小企業も調査の対象となっている。また、租税条約の適用申請に際して、フィリピンからグループ企業への国外送金に際して、移転価格同時文書の提供がフィリピン当局から要請されるケースも生じている。

投資可否を検討する際の一つのポイントとなる、会計・税務制度について概要を簡単にまとめると、表 2、3 のとおりである。

会計制度に関しては、日本や香港と大差のない制度となっているが、決算書が開示される点の一つの特徴である。また、税務制度に関しては、香港とは異なり、比較的複雑な構造となっていると言える。なお、本稿では法人税、個人所得税以外の税目についての説明は割愛させていただく。

【表2】会計制度概要

決算期	付属定款により任意に設定可能
会計基準	PFRS (フィリピン財務報告基準) PFRS for SME (中小企業向けフィリピン財務報告基準) ※IFRS と同等
独立監査人による会計監査	資本金 5 万ペソ (約 12 万円) 以上の会社、及び、四半期売上高 15 万ペソ (約 36 万円) 以上の会社は必須
決算書の提出	SEC (証券取引委員会) と BIR (内国歳入庁) に提出が必要 また、SEC では決算書類をデータベース化しており、第三者による閲覧が可能

【表3】税務制度概要

①主要な税目

	国税	地方税
所得に対する税金	法人税 個人所得税 キャピタル・ゲイン税	
取引に対する税金	寄付税 付加価値税(VAT) パーセンテージ税	物品税 印紙税 地方事業税 不動産取引税
資産に対する税金		固定資産税

②法人税の特徴

項目	内容
税率	30%(基本税率)(PEZA 登録企業は前述のとおり) ただし、最低法人税制(後述)に留意
納付及び申告	第1から第3四半期:各四半期より60日以内 年度末:年度末から4カ月目の15日以内(例えば、12月決算の会社であれば翌年の4月15日まで)
損金算入要件	一般的に、事業と関連があり適切な根拠証憑(Official Receipt や契約書)を備えている費用は損金算入が認められる。
交際費	販売業・製造業であれば純売上高の0.5%、サービス業であれば純収入の1%を上限に損金算入可能
減価償却費	定額法、定率法、級数法、その他の方法が認められている。 また、法定耐用年数は定められておらず、税務局の承認を前提に、経済的耐用年数による償却費が損金算入できる。
貸倒引当金、評価損	損金不算入
繰越欠損金	発生年度の翌年から3年間の繰り越し・相殺が可能 ただし、PEZA 登録企業には適用されない。
源泉分離課税	銀行利息やロイヤルティーは20%の源泉分離課税
キャピタルゲイン課税	有価証券や投資用不動産の売却益は通常の事業所得とは切り離されて課税(税率は取引内容によって異なる)
最低法人税(MCIT)制度	➢ 設立後4年度目以降、総所得の2%(最低法人税額)と通常の法人税額を比較し、どちらか大きい金額を納税 ➢ つまり、赤字企業もMCITは納付する必要がある ➢ ただし、MCITが通常の法人税額を上回った場合、その上回った納税額は翌年度以降3年にわたり、通常の法人税額から控除することが可能
不当留保金課税制度	➢ 剰余金額が払込済み資本金額を上回る場合、投資計画等事業上の合理性を証明できない限り、利益の不当留保と判断され、留保金額に10%課税される ➢ PEZA 登録企業等には適用されない
各種源泉税	➢ 源泉徴収の対象となる項目が細かく広範に設定されている ➢ 各項目によって異なる源泉税率が適用され、源泉徴収の都度、源泉徴収票の作成が要求されている

【表3】税務制度概要(前頁から続く)

③個人所得税の特徴

税率	累進課税(後述)
申告・納税期日	➤ 雇用者による申告(月次申告・源泉徴収) <月次申告> 毎月(12月を除く): 翌月 10 日 12 月: 翌年 1 月 15 日 <年次申告> 翌年 1 月 31 日 ➤ 被雇用者による申告(確定申告) 翌年 4 月 15 日(年次申告のみ)
所得控除	基礎控除、配偶者控除および扶養控除等あり

※個人所得税の累進税率

(単位: フィリピンペソ)

年間課税所得		税率
超	以下	
0	10,000	5%
10,000	30,000	10%
30,000	70,000	15%
70,000	140,000	20%
140,000	250,000	25%
250,000	500,000	30%
500,000	∞	32%

4. 最後に

各種制度を含め、フィリピンの投資環境に大きな変化は見受けられず、大統領の交代が何らかの影響を与える可能性はあるが、現時点では何がどのように変わるという具体的な方向性は伝わってこない状況である。

そのような状況の中、日系企業の新規進出企業数は最近では概ね横ばいではあるものの、当地でビジネスを拡大する企業数や業種は着々と増加している。現地法人の設立までは不要であるものの駐在員事務所を開設する企業、拠点までは不要であるものの出張ベースで頻繁に訪れる企業なども増加しており、ビジネスの場としてのフィリピンの役割が拡大傾向にあることは確かである。今後、例えば、小売業への外資参入の開放などが実現すれ

ば、また大きくフィリピンの環境は変動すると想像される。



FAIR CONSULTING GROUP
淵上 享

 Fair Consulting Group
Philippines, Inc.

大学卒業後、あずさ監査法人大阪事務所に入所。監査法人では、多様な業種の法定監査、IPO コンサルティング、M&A に係るデューデリジェンスおよび企業価値評価、内部統制の構築支援など、多様な業務に従事する。そこで得られた経験と、多様な業種の会計知識や、市場・経済環境、取引形態などの知識を生かし、付加価値の高いサービスを提供している。



【China】

私募投資ファンド募集行為 管理弁法の解説

王正洋 北京市君澤君(上海)法律事務所

中国証券投資基金業協会は2016年4月15日、「私募投資ファンド募集行為管理弁法」(以下「管理弁法」)を公表した¹。当該管理弁法の実施は、16年7月15日からであるが、業界では早くも「史上最も厳しい私募投資ファンドへの監督管理弁法」であるとの声が上がっている。ここでは、当該管理弁法が発効された背景、および当該管理弁法の解説を行う。

I. 私募ファンドとは

私募投資ファンド(以下、私募ファンド)の定義については、中国証券監督管理委員会(以下、証監会)が14年6月30日に公布した「私募ファンド監督管理暫定弁法」²第2条において、中国国内で合法的に設立される私募ファンドについて明確に規定している。それによれば、私募ファンドとは、中国国内において、非公開方式で投資者から資金を募集するために設立された投資基金を指す。私募ファンドの対象としては、株式、持分権、債券、先物、オプション、ファンド、および合資契約における約定項目などがある。

中国における合法的私募ファンドの要件は、資金募集における非公開性、すなわち公開的宣伝を行ってはならないこと、募集対象の特定性、すなわ

ち適格投資者以外の法人や個人に対して資金募集を行ってはならないこと、および証監会に届け出を経なければならないこと、であるといえる。

II. 「管理弁法」発効の背景

中国投資市場が拡大し活発化するに伴い、私募ファンド業界も日々、発展してきている。しかしその一方では、相応する法律法規の整備の不十分さや、私募ファンド自身の操作の規範性の不足などにより、社会的問題に発展したケースも散見された。中国証券投資基金業協会(以下、中国ファンド協会)によれば、同協会が15年5月にクレーム登記制度を発足して以来、私募ファンドに対するクレーム件数は495件に達し、ファンド業界におけるクレーム件数全体の85%を占めたという。私募投資ファンドの主な法律違反ケースとは、公開宣伝、虚偽宣伝、元金利益保証、非適格投資者向けの資金集め、違法集金、公衆向けの預金に関する違法収集等であった。

III. 「管理弁法」発効の意義

1. 私募ファンド主体に対する諸規定を明確化

(1) 私募ファンドの合法的募集主体と資格について明確に規定

「管理弁法」第2条および第4条によれば、私募

¹ 关于发布《私募投资基金募集行为管理办法》的通知

² 私募投资基金监督管理暂行办法

ファンドの販売には、二つの方式、すなわち、私募ファンド自身による募集、あるいは資質を有する機構に委託しての代理販売のみが許可されている。代理販売ができる機構とは、証監会で登録し販売資格を取得し、かつ中国ファンド協会会員であることで、当該機構が私募ファンド管理者の委託を受けた場合に私募ファンドを募集することができる。従って、それ以外の如何なる機構および個人も、私募ファンドの募集活動に従事してはならないことになる。また私募ファンド募集業務者は、ファンド取扱資格を有していなければならない。

(2) 私募ファンド管理者に最終的募集責任を負わせることを規定

「管理弁法」第7条によると、私募ファンド管理者は、受託人義務を履行しなければならない、ファンド契約、会社定款、あるいはパートナー協定の受託責任を負わなければならない。ファンド販売機構に委託し私募ファンドを販売する場合であっても、委託募集という理由で、私募ファンド管理者の法的責任は免れないものとした。同時に「管理弁法」第8条によれば、私募ファンドが、販売機構に委託して資金募集を行う場合には、書面形式にてファンド販売協議を締結しなければならない、かつ協議書には、私募ファンド管理者とファンド販売機構に対して、各々の権利および義務の区分を明確化し、投資者への利益に関わる記載内容を、ファンド契約に添付することとされる。そしてファンド販売機構は、投資者に対して、関連内容の説明を行う責任を有することになった。

2. 私募ファンド投資対象者を明確に規定

(1) 適格投資者基準の強調

「管理弁法」第28条では、適格投資者の認定基準が強調された。私募ファンドの適格投資者とは、単一の私募ファンドへ100万元以上投資できる程度のリスク識別能力およびリスク負担能力を有するものであり、次の基準、すなわち(一)純資産が1,000万元以上の機構、(二)金融資産が300万元以上、または直近三年間の個人平均年収が50万元以上、に適合する機構あるいは個人を指す。

(2) 特定対象調査手順の設定

「管理弁法」第18条によれば、投資者向け私募ファンドを推薦・紹介する前に、募集機構は、アンケート調査などの形式にて特定対象確定手順をとり、投資者のリスク識別能力とリスク負担能力について評価を行わなければならない。投資者は、書面形式にて適格投資者基準を満たしていることを承諾しなければならないと規定されている。

投資者の評価結果の有効期限は、最長で3年を超えてはならないとされている。募集機構は、その期日超過後に、再度、投資者向け私募ファンドを推薦・紹介する際に、改めて投資者へのリスク評価を行う必要がある。ただし同一私募ファンド商品の投資者が、その保有期間が3年間を超えた場合には、投資者へのリスク評価を再度、実施する必要はない。

(3) 分譲、譲渡の禁止

「管理弁法」第9条の規定によれば、機構もしくは個人は、人為的に適格投資者基準を回避して、私募ファンドを分割したり、あるいは他の投資金融商

品という形式でその収益権に対して募集したり、あるいは譲渡すること、また形を変えた手法で適格投資者であることを装うことを禁じている。投資者は書面にて、自身のために私募ファンドを購入することを承諾しなければならず、如何なる機構もしくは個人も、ファンドを分割して譲渡することを目的とする私募ファンドを購入してはならない。

現に、分割譲渡という形を変えた手法を用いて、適格投資者基準を満たすようにする問題が存在するが、当該規定により、私募ファンドの最終販売対象を適格投資者に特定するという保証が実現しうるものとする。

3. 募集行為に対してさまざまな規定を設定

(1) 募集手順の明確化

「管理弁法」第 15 条では、私募ファンドは、下記の手順を履行しなければならないことになった。すなわち、(一)特定対象者の確定、(二)投資者の適格性確認、(三)ファンドのリスク内容の提示、(四)適格投資者の確認、(五)クーリングオフ期間、(六)投資意向確認、である。

当該規定は、私募ファンドの募集詳細手順を明確にし、もし上記手順において、如何なる部分においても違反があった場合には、違法募集とみなされることになった。

(2) 私募ファンドの推薦・紹介行為の規範化

「管理弁法」第 22 条では、私募ファンドの推薦・紹介資料は、私募ファンド管理者によって作成され、かつ使用しなければならない、とされた。私募ファンド管理者が、募集を担当する機構に特定対象者向け宣伝・推薦の委託をする際を除き、如何なる機構

あるいは個人も、私募ファンド推薦・紹介資料を使用したり、当該資料を改ざんして使用したりしてはならない。同時に、「管理弁法」第 23 条により、募集機構は、合理的な方式を以って投資者向け私募ファンドの情報を開示し、投資リスクを提示し、推薦・紹介資料の関連内容は正確かつ明瞭であることを確保しなければならない。そして私募ファンドの推薦・紹介資料の内容は私募ファンド契約の主要内容と合致し、如何なる虚偽記載、誤解を招く記述、あるいは重大な記載漏れがあってはならない。そのほか、「管理弁法」第 24 と 25 条では、推薦・紹介資料の中で禁止される、虚偽宣伝とされる宣伝・紹介内容、および公開宣伝とみなされる宣伝方式について、具体的に記載した。

(3) 「クーリングオフ期間」を設定

「管理弁法」第 29 条では、適格投資者の認定手順後に、初めて私募ファンド契約を締結することができると定められた。また私募ファンド契約では、投資者に 24 時間を下回らないクーリングオフ期間を設けなければならないこと、そして募集機構は、当該クーリングオフ期間中は、自ら投資者に連絡してはならない、という規定が設けられた。

(4) 投資意向確認制度の実行

「管理弁法」第 30 条では、募集機構は、クーリングオフ期間が満了した後、本機構の私募ファンドの販売担当者以外の人員が、電話(録音して記録に残す)、メール、郵便、手紙等の適切な方式をもって、投資意向の確認を実施しなければならない、とした。また投資機構は、意向確認において誘導的な陳述をしてはならないとされている。また募集機構が、クーリングオフ期間内で行った意向確認は無

効とする、と定められている。

IV. まとめ

私募ファンド市場が急速に発展する一方で、一部の違法な募集行為などによって社会的問題も発生している。このような私募ファンドにおける違法行為には、公開宣伝、虚偽宣伝、元金保証・利益保証承諾、非適格投資者向けの資金募集、および違法資金収集、さらには公衆預金の違法収集があり、これらの違法行為は、私募ファンド市場の秩序を著しく乱し、投資者の合法的権利および利益を侵害したといえる。

中国証監会と中国ファンド協会による今般の管理弁法により、私募ファンド市場の健全な発展と、投資者の合法的権利、利益の保護が期待されるところである。



君泽君律师事务所
JunZeJun Law Offices

王 正洋(おう せいよう)

北京市君澤君(上海)法律事務所
シニアパートナー弁護士
日本チーム総責任者

1987 年西南法政大学卒、法学学士。95 年北京大学、民商法修士。2005 年ニュージーランドビクトリア大学国際経済法修士。裁判官として 5 年、また弁護士として 15 年余りと、20 年以上にわたる豊富な実務経験を有し、重大かつ複雑な商事紛争に関する訴訟と仲裁を得意とする。上海国際商会副会長、上海輸出入商会常務理事、上海四川商会副会長、四川省政府招商顧問を兼任。

Business 【China】



営業税から増値税への改革 ～生活サービス業への影響～

太田 悠介、董 旭阳 SCS Global Consulting (Shanghai)

中国財政部および国家税務総局は 2016 年3月 24 日、営業税から増値税への全面改革に関する通知(財税[2016]36 号)を公布した。当該通知は 16 年 5 月1日より全国の建築業、不動産業、金融業、生活サービス業などに対し、営業税から増値税への税制度変更を要求する内容である。

このうち生活サービス業は対象となる業種数が多く、提供するサービスもさまざまで、日常生活に密接に関連していることが多い。このため、今回は生活サービス業の主要論点について解説する。

I. 生活サービス業にかかる増値税改革のポイント

具体的には生活サービス業には下記が含まれる。

- 文化・体育サービス
- 教育・医療サービス

- 旅行・娯楽サービス
- 飲食・ホテルサービス
- その他日常サービス

当該税改革後、一般納税人の場合は増値税率 6%、小規模納税人の場合は増値税率 3%が適用される。一般納税人と小規模納税人の区分は年間売上金額が 500 万元を超過するか否かで判断され、超過する場合は一般納税人となる。ただし、小規模納税人であっても税務局の承認を得ることで一般納税人になることは可能である。

以下表に主要論点を記載する。

II. 主な注意事項

ただし 16 年6月現在、未だ不明確部分も多く残されているのが現状である。

類型	サービス提供者	サービス受領者
飲食	1. 食糧/肉/卵/野菜/果物などの農産品を購入した場合(増値税専用発票または通関増値税専用納付書の取得以外)、農産品購入時の発票上記載金額を基礎に増値税率 13%を利用し税額を計算する。 2. 飲食のイートインとテイクアウトは区分しなければならない。イートインの場合は飲食業として増値税率6%が適用され、テイクアウトや宅配デリバリーの場合は食品の販売とみなされ 13%または 17%が適用される。	取得した増値税普通発票は仕入控除できない。

類型	サービス提供者	サービス受領者
ホテル	1. 複数の業務を実施している場合、当該業務を区分管理し、それぞれの業務に適切な増値税率を適用しなければならない。(ホテル、会議賃貸、飲食、美容室、内部コンビニエンスストアなど) 2. 仮に上記の区分管理を実施しない場合、一番高い増値税率区分が適用される。	取得した増値税発票を仕入控除可能である。 ただし、個人使用消費などは仕入控除できない。
旅行	旅行業者は受領したサービス対価から必要経費を控除して売上金額とし申告することができる。必要経費とは、代理支払部分であるホテル費用、ビザ費用、観光チケット費用などである。	取得した増値税普通発票は仕入控除できない。
娯楽	営業税率5-20%が適用されていたが、増値税率は6%が適用される。仕入控除が可能となり、納税人の負担は軽減される。	取得した増値税普通発票は仕入控除できない。

1. 飲食業におけるイトインとテイクアウト

上述のように両者には増値税率差異が存在し、企業としては税務マネジメントを考える機会となっている。ただし、当該税率差異について、詳細な規定が存在せず税務局との争点になる可能性が高いと考える。

現状、企業の主要な提供業務により税率決定となるが、将来に備え両者の区分管理は明確に実施し、その証明ができる状態を構築すべきである。

2. 飲食業における郵送報酬

飲食業が宅配デリバリーサービスを提供している場合、運送報酬を顧客から受領していることがある。当該運送報酬について、交通運輸業に従えば11%の適用となるが、その他飲食業サービスに含め6%とするか、または宅配デリバリーサービスに含め17%を適用する考え方もあり、現在はどうのように税計算を実施するか未確定である。

3. ホテル業の業務区分

ホテル業が長期滞在を提供する場合がある。長期滞在の場合、不動産賃貸業との区別について論点となることが想定される。ホテル業の場合は6%、不動産賃貸業の場合は11%が適用される。

また、空港送迎サービス、会議室サービス、内部コンビニエンスストア運営など複数のサービスを提供している場合、それぞれの区分についても同様に区別が必要である。ホテル業としては適切に区分できる体制を構築すべきである。

上記表の通り、サービス受領者側は飲食業発行の増値税発票では仕入控除ができないため、ホテル業発行の増値税発票を取得したがる傾向があると想定される。そのため、ホテル業が複数サービスを提供した場合に区分せず発票を発行することは、将来、税務局と争点が生じる可能性がある。また、ホテル業が一般的に提供している朝食無料サービスや宿泊部屋ランクアップなどについても販売行為とみなされ、追加納税となる可能性がある。

III. 実務上の留意点

当該通知は 16 年5月1日より正式施行されており、6月分から増値税申告を開始する必要がある。対象企業においては、以下について注意しながら実務を進めていただきたい。また、不明な部分については、税務顧問やその他専門家に相談しながら解決することも有益と考える。

1. 登記変更

税務局と連携し、税種類変更手続きや一般納税人申請を速やかに実行する。合わせて二次元スキャンコード登録も実施する。また、継続的に税務局など専門機関より更新情報を入手できる体制を構築する。

2. サービス価格

当該税改革により、収入や原価計算に大きな影響を与えるため、事前にその対応を実施する。

3. サービスの区分管理

将来の税務局からの追加納税指摘リスクを低減させるため、提供サービスの適切な区分およびその管理を実行する。また、顧客へ複数サービス提供している場合、顧客との契約書についても合わせて見直す必要がある。

4. 税務マネジメント

発票システムの内容を理解し、正確な発票発行を実施する。また、納税額の算出について、仕入控除期限なども意識し正確に算出できる体制を構築する。さらに、企業が有利になるような税務方針を選択し運営する。

5. 社内周知

社内の関連当事者へ適切な研修を実施し、税改革およびその対応について熟知させる必要がある。

	太田 悠介 (おおた ゆうすけ) 公認会計士(日本) SCS global consulting (ShangHai) Ltd		董 旭阳 (Dong XuYang) 税理士(中国) SCS global consulting (ShangHai) Ltd	
横浜国立大学工学部卒業後、2007 年に監査法人トーマツにて日本及びアメリカ基準による財務諸表監査、内部統制監査、国際会計基準導入業務などに従事。2011 年に SCS Global へ参画し中国拠点を立上げ後、上海を拠点とし、主に日系企業の香港・中国進出コンサルティング、複数国間にかかる国際税務、組織再編におけるデューデリジェンス等を手がけ、会計税務及び販路拡大など顧客へのトータルサービスを提供している。		上海交通大学卒業後、日系大手貿易会社に入社、その後上海 PwC にて中国及び国際税務業務を通じ、日系企業などを中心に幅広い業種への税務コンサルティング業務に従事。2012 年に SCS Global へ参画し、企業買収における財務税務デューデリジェンス、内部統制構築支援、会社設立、会社清算、会社売却支援、社外 CFO 業務、クロスボーダー持分譲渡など、中国全土の案件に関与している。中国語、日本語、英語に対応可能。		



【アジア経済情報】

アジア概況

2016～17年の成長率は横ばいで推移へ

平塚 宏和、小林 公司 みずほ総合研究所

2016年1Qの成長率は減速

16年1Q(1～3月期)のアジアの実質 GDP 成長率は、多くの国・地域で前期から減速した(図表1)。減速の背景には、輸出の停滞がある。1Qには米国の景気が踊り場を迎えるなど、輸出環境は悪化した。輸出の停滞を受けて民間投資や雇用も盛り上がりせず、自律的な回復力に欠ける状況が続いた。また、ASEANの一部の国では、エルニーニョ現象に伴う干ばつの影響で景気が一定程度下押しされた。こうした中、金融・財政政策により景気の下支えを図る国があった。

個別にみると、中国は、前期から小幅に減速した。過剰生産能力と過剰債務の調整圧力が続く中で、インフラ投資や政策的なてこ入れの効果による不動産投資の持ち直しが下支えとなった。

NIEs は、台湾を除き減速した。香港は、資産価格下落や中国本土からの来港者の減少などを背景とする個人消費の冷え込みや民間投資の減少によりマイナス成長に転じた。シンガポールでは年初の市場不安定化により金融部門が振るわず、韓

国では昨年末に比べると景気対策の効果が薄れたことなどから、それぞれ成長率が減速した。一方、台湾の成長率は加速したものの、主因は輸入の落ち込みであり、景気の実態は弱かった。

ASEAN5は、減速した国が目立った。マレーシアは輸出を中心に減速した。ベトナムは悪天候による農家所得の減少を主因に、個人消費を中心に減速した。インドネシアは小幅に減速した。フィリピンも、前期の高い成長率に比べて減速したものの、5月の大統領選挙関連の特需で景気の実態は堅調だったとみられる。一方、タイは、外国人観光客の回復に伴うサービス輸出の増加を主因

図表1 実質 GDP 成長率

(前期比年率、%)

	2014	2015				2016
	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
韓国	1.2	3.2	1.7	5.0	2.7	2.1
台湾	0.9	2.7	▲6.2	▲0.6	0.8	3.1
香港	1.7	2.9	2.5	1.9	0.8	▲1.8
シンガポール	6.9	0.2	▲1.6	2.3	6.2	0.2
タイ	3.8	1.9	1.7	4.0	3.4	3.8
マレーシア	6.1	5.7	3.8	3.5	5.0	4.2
フィリピン	7.4	2.9	8.9	5.7	8.8	4.5

(前年比、%)

中国	7.2	7.0	7.0	6.9	6.8	6.7
インドネシア	5.0	4.7	4.7	4.7	5.0	4.9
ベトナム	7.0	6.1	6.5	6.9	7.0	5.5
インド	6.6	6.7	7.5	7.6	7.2	7.9

(資料)各国統計、CEIC Data

に、加速した。

インドは、加速した。インフレ率の低位安定や利下げの効果により自動車販売が堅調を維持するなど、個人消費を中心とする景気回復が続いたが、設備稼働率が低水準にとどまっており、投資は減少した。

アジア通貨の持ち直しは一服し、再び下落の動き

アジア通貨は、米国の利上げ観測後退を背景に4月半ばまで上昇傾向で推移した(図表2)。しかし、5月に入ると、アジア通貨は再び下落する展開となった。4月の米 FOMC(連邦公開市場委員会)会合の議事要旨公表や、FRB(連邦準備制度理事会)高官発言などから、米国の早期利上げ観測が浮上したためである。

予測対象期間の 17 年末にかけて米国の利上げが実施される見込みであり、米ドル高・アジア通貨安の地合いが続くと想定される。利上げは緩やかなペースで進むとみられるが、年初のように利上げ観測の浮沈や中国経済を巡る不安が複

合的に作用し、激しいリスクオフが再燃する恐れは残っている。

中国に関する目下の大きな不安は、デフォルトの増加である。中国政府は、国有企業のデフォルトを選別的に容認することで市場のプライシング機能の正常化を図ろうとしているが、選別基準が明確でなく、政府の対応への信認がひとたび失われれば、連鎖的なデフォルト、システムリスクに陥りかねない¹。

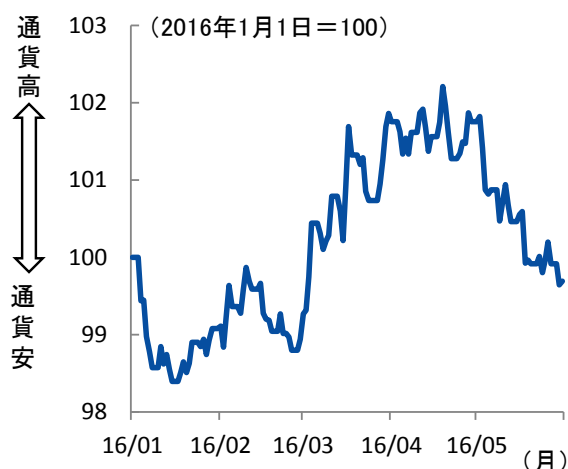
米国の利上げと中国を巡る不安と併せて、アジア通貨の下落が各国の対外債務の返済負担に及ぼす影響にも引き続き注意が必要である。特に、輸入額や短期対外債務残高との対比でみて外貨準備が比較的少ないベトナムとマレーシアや、経常収支が赤字のため外貨準備が減りやすい状況にあるインドネシアとインドでは、通貨が大幅に下落して対外債務の返済負担が急速に高まるリスクがあり、注視が必要である。

景気は総じて横ばいの見通し

17 年までのアジア経済を展望すると、輸出は緩やかな持ち直しが見込まれる一方、多くの国で内需は振るわず、総じてみれば景気は横ばいで推移すると予想される。

停滞していた輸出は、欧米景気の緩やかな回復に伴い、持ち直しに向かうとみられる。中国経済は後述の通り緩やかな減速が続くものの、在庫調整の進展に伴い緩慢ながらも輸入が回復に向かうとみられ、その他のアジア諸国にとっては

図表2 アジア通貨指数(対米ドル、2016 年)



(注)直近は5月31日。

(資料)Bloomberg よりみずほ総合研究所作成

¹ 詳細は、みずほ総合研究所編著『中国発 世界連鎖不況～危機のリスクシナリオ～』(日本経済新聞出版社、2016年5月発刊)を参照されたい。

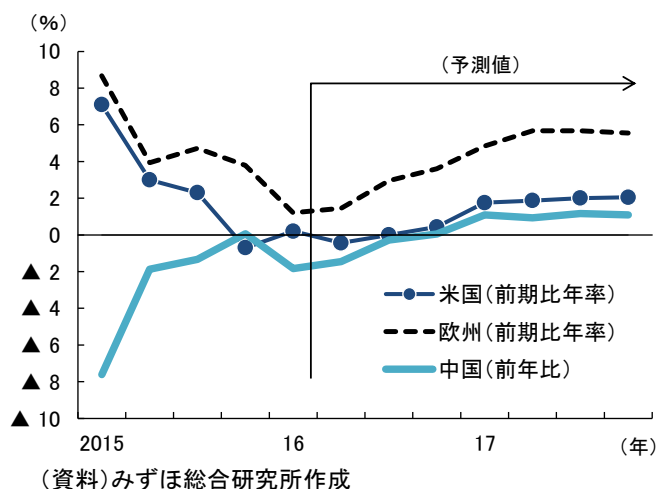
輸出環境の改善につながろう(図表3)。

一方、内需は、軟調な推移が続くと予想される。雇用・設備の過剰感や家計債務の積み上がりなどを背景に民需の自律的回復が見込みづらい上、経済対策によって景気を支える余地も狭まりつつあるためだ。

アジア各国では、昨年後半から年初にかけて経済対策を実施する動きがみられた(図表4)。この背景には、米利上げ観測の後退によりアジア通貨の下落圧力が緩和されたため、金融緩和や財政刺激策を実施しやすい環境がもたらされたことがある。今後は、上述の通り米利上げによる米ドル高・アジア通貨安地合いへの転換が想定されるため、対外債務や外貨準備に不安のある国を中心に、金融緩和や財政刺激策に対する制約が強まるとみられる。特に、足元のインフレ率が金融政策の目標を上回っているインドのほか、財政状況が厳しくなっているベトナム、マレーシアでは、追加的な金融・財政政策の余地は狭まっており、政策的な景気下支えは期待できない。

中国経済は減速傾向が続く見通しである。過剰生産能力や過剰債務の問題が構造的な景気下押し圧力として燃り続ける中、中国政府は金融緩和と積極的財政政策により景気を下支えする方針である。16年には財政赤字の対GDP比が15年の2.4%から3.0%に引き上げられる。ただし、その中身は財政支出拡大よりも減税や行政手数料の減免による企業・家計の負担軽減が中心である。過剰生産能力、過剰債務問題が重しとなっている状況下では、金融緩和や負担軽減が新規投資や業容拡大に与える効果は大きな

図表3 米国、欧州、中国の実質輸入予測



図表4 2016年入りの主な景気対策

	金融政策	財政政策
中国	3月、預金準備率引き下げ	16年度の財政赤字拡大
台湾	3月、利下げ	—
シンガポール	4月、金融緩和策(注)	16年度予算を拡張
インドネシア	1・2・3月、利下げ	予算執行ペースの加速
インド	4月、利下げ	公務員給与大幅引上げ
タイ	—	4月に短期消費刺激策
香港	—	16年度予算を大幅拡張
ベトナム	5月、国営銀の貸出金利引下げ	—

(注) 金融政策の操作対象であるシンガポールドルの名目実効相場について、上昇誘導から横ばい誘導に変更。

(資料)みずほ総合研究所作成

い。中国経済は、景気下支えにより大幅な減速は回避しつつも、17年にかけて成長率は緩やかに低下するだろう。

インドでは、10年に一度の公務員給与の大幅引き上げや天候改善に伴う農業所得の持ち直しにより、16年に個人消費を中心とした景気回復が続くとみられる。その効果の縮小などから、17年の景気は横ばいを予想する。

図表5 アジア経済見通し総括表

(単位: %)

	2011年 (実績)	2012年 (実績)	2013年 (実績)	2014年 (実績)	2015年 (実績)	2016年 (予測)	2017年 (予測)
アジア	7.4	6.4	6.4	6.3	6.1	6.0	6.0
中国	9.5	7.7	7.7	7.3	6.9	6.6	6.5
NIEs	4.1	2.3	2.9	3.4	1.9	1.8	2.2
韓国	3.7	2.3	2.9	3.3	2.6	2.4	2.5
台湾	3.8	2.1	2.2	3.9	0.6	1.1	1.9
香港	4.8	1.7	3.1	2.7	2.4	1.5	1.8
シンガポール	6.2	3.7	4.7	3.3	2.0	1.8	2.3
ASEAN5	4.7	6.2	5.0	4.6	4.8	4.6	4.5
インドネシア	6.2	6.0	5.6	5.0	4.8	4.9	4.9
タイ	0.8	7.2	2.7	0.8	2.8	2.8	2.7
マレーシア	5.3	5.5	4.7	6.0	5.0	3.7	4.3
フィリピン	3.7	6.7	7.1	6.2	5.9	6.1	5.5
ベトナム	6.2	5.3	5.4	6.0	6.7	6.0	5.7
インド	6.6	5.6	6.3	7.0	7.2	7.7	7.7
オーストラリア	2.6	3.6	2.0	2.7	2.5	2.7	2.5
(参考) 中国・インドを除くアジア	4.5	4.6	4.2	4.1	3.6	3.5	3.7
(参考) 中国を除くアジア	5.4	5.0	5.1	5.4	5.2	5.4	5.5

(注) 1. 実質 GDP 成長率(前年比)。

2. インドの伸び率は、2012 年以前は IMF、2013 年以降はインド統計計画実行省の値。

3. 平均値は IMF による 2013 年 GDP シェア(購買力平価ベース)により計算。

(資料) 各国統計、CEIC Data、IMF よりみずほ総合研究所作成

以上の点を踏まえ、16 年の実質 GDP 成長率は、
 中国が+6.6%、NIEs が+1.8%、ASEAN5 が+
 4.6%、インドが+7.7%、17 年は、中国が+6.5%、
 NIEs が+2.2%、ASEAN5が+4.5%、インドが+
 7.7%と予測した(図表5)。

Back Issues

2015 年 11 月発行 第 47 号

- ・華南における越境 EC ビジネスの現状と展望
- ・新規上場先としての香港・中国本土市場の比較分析
- ・事業譲渡による中国ビジネスからの撤退
- ・India:インドビジネス最新情報 [17] 地域統括会社とグループ・ストラクチャーの構築に関する規制
- ・Vietnam:保税倉庫取引と外国契約者税
- ・Cambodia:カンボジア不動産市場と関連する税制
- ・Philippines:フィリピンにおける個人所得にまつわる税
- ・China:外国投資企業持分譲渡による再編の「特殊性税務処理」
- ・China:『広告法(2015 年改正)』の施行による外資企業への影響

2015 年 12 月発行 第 48 号

- ・ラオス～ランドリンクで活きるプラスワン戦略の未来～
- ・中国企業による海外 M&A にかかる留意点
- ・India:インドの税制 [56] インドにおける内部統制制度
- ・Vietnam:ベトナムにおける改正企業法の施行細則
- ・Vietnam:ベトナムにおける監査役の役割と有効活用
- ・Indonesia:インドネシア会計制度と中央銀行新為替規制
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [20] 事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定
- ・China:中国の中小企業買収にかかる財務・税務デューデリジェンス

2016 年 1/2 月発行 第 49 号

- ・2015 年下期為替市場の回顧と 16 年の見通し
- ・香港の資金動向～2015 年の回顧と 16 年の展望
- ・India:インドビジネス最新情報 [18] インド物品・サービス税 (GST) に関するアップデート
- ・Vietnam: EPE (輸出加工企業) の国内販売および販社活動の検討
- ・Malaysia:マレーシアでの駐在員にかかる就労ビザの取得と留意点
- ・Singapore:シンガポールにおける事業再編、清算にかかる法令および手続き
- ・Indonesia:インドネシアの外国人雇用に関する新規制 (規則 16 号と 35 号)～最新規制の事実上の一部撤廃～
- ・China:競業禁止にかかる代表的な誤解とその修正

2016 年 3 月発行 第 50 号

- ・TPP 協定によるベトナム繊維産業への影響
- ・金融統括会社による SWIFT 事業法人接続の活用
- ・Thailand:タイの 2015～16 年 法令・制度改正の動向
- ・Vietnam: TPP 協定による小売業規制の大幅緩和
- ・India:インドの税制 [57] 税源侵食と利益移転 - BEPS 行動計画
- ・Philippines:フィリピンでの法人設立

- ・China:解説・中国ビジネス法務 [21] 中国テロリズム防止法の制定と企業への影響
- ・Hong Kong:香港新会社法下での裁判所外合併に関する税務指針

2016 年 4 月発行 第 51 号

- ・中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(前編)
- ・ASEAN 市場での販売拡大に取り組む日系企業
- ・India:インドビジネス最新情報 [19] 2016 年度インド政府予算に伴う税制改正
- ・Vietnam:ベトナムにおける最新の外資商社・販売会社設立手続きと実務上の留意点
- ・Taiwan:台湾における統一發票の種類と発行時期
- ・Hong Kong: 香港における契約関係の新法令～契約(第三者の権利)条例～
- ・China:上海自由貿易試験区における法律事務所による集中登記
- ・China:中国における事業再編 ～解散・吸収合併の事例から～

2016 年 5 月発行 第 52 号

- ・中国国有企業改革の現状～改革は「民営化」なのか～
- ・中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(後編)
- ・Philippines:フィリピンの外資規制
- ・Vietnam:ベトナムにおける付加価値税(VAT)の還付
- ・India:インドの税制 [58] 所得の計算および開示に関する基準(ICDS)
- ・Malaysia:マレーシア新会計基準 MPERS の導入とその特徴
- ・Singapore:シンガポール 2016 年度予算案
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [22] 建設プロジェクト環境影響事後評価管理規則(試行)の制定と企業の留意点
- ・Taiwan:台湾における会社設立のステップと留意事項

2016 年 6 月発行 第 53 号

- ・ベトナムへの関心を高める日本の製造業企業～2015 年度「アジアビジネスアンケート調査」から～
- ・成熟フェーズにおける為替リスクマネジメント
- ・India:インドビジネス最新情報 [20] インドにおける対外商業借入(EOB)規制に関する改正
- ・Vietnam:ベトナム現地法人設立にあたっての手続上の検討事項
- ・Indonesia:インドネシアにおけるネガティブリストの改正
- ・Hong Kong:香港の統括会社の最新動向とコーポレート・トレジャリー・センターに対する税制優遇案の概要
- ・China:企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償金
- ・China:「中華人民共和国物権法」の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)」についての解説

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課
TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）
TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（在シンガポール）
TEL (65) 6416-0344



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。